

「広瀬川の清流を守る条例」各種助成制度等のご案内

～ 美しい広瀬川の清流・自然環境の保全～



緑化に対する助成制度と緑化木の交付



1 緑化助成事業

環境保全区域内で建物を建てた方等の緑化(植樹)の取組みを支援します。

◆内容◆

広瀬川周辺の緑を増やしていくため、建築行為等に係る許可を受ける際に「保全用地」を確保した方を対象に、敷地内の緑化費用の一部を助成します。

◆助成対象経費と交付額◆

- ・樹木の購入費用(※)、植え付け費用、植栽のための客土費、支障木の移植費用などが助成の対象になります。
- ・緑化(助成対象経費)に要した費用の2分の1について、10万円を上限として交付します。
※樹木の購入費用に係る交付額は、樹冠投影面積1㎡あたり3万円を上限とします。

◆助成の条件など◆

詳しくは、別紙のリーフレットをご参照下さい。



2 緑化木交付事業

環境保全区域内で建物を建てた方等に苗木をプレゼントします。

◆内容◆

広瀬川周辺の緑を増やしていくため、建築行為等に係る許可を受ける際に「保全用地」を確保した方を対象に、樹木の苗木を差し上げます。

◆苗木について◆

- ・樹高0.5m～1.5m程度の苗木を数本組み合わせて差し上げます。
※苗木は3つのセットの中からご希望のセットを1つ選べます。
- ・植え付け用の腐葉土と一緒に配布します。

◆交付の条件など◆

詳しくは、別紙のリーフレットをご参照下さい。



問い合わせ先

仙台市建設局百年の杜推進課広瀬川創生係 TEL 022-214-8327



広瀬川の清流を守る条例とは

広瀬川の流域の地形やそこに生息する多くの野生動物、川岸の豊かな緑は「杜の都」の風情として古くから多くの人々に親しまれてきました。

しかし、昭和40年代には周辺の市街地の開発が進み、自然崖の破壊や緑の伐採などが行われ、流域の豊かな自然や清浄な流水が失われつつありました。

この様な状況の中で、市民共有の財産である美しい広瀬川の清流を保全し、次代へ引き継いでゆくために、広瀬川の清流を守る条例が昭和49年に制定されました。

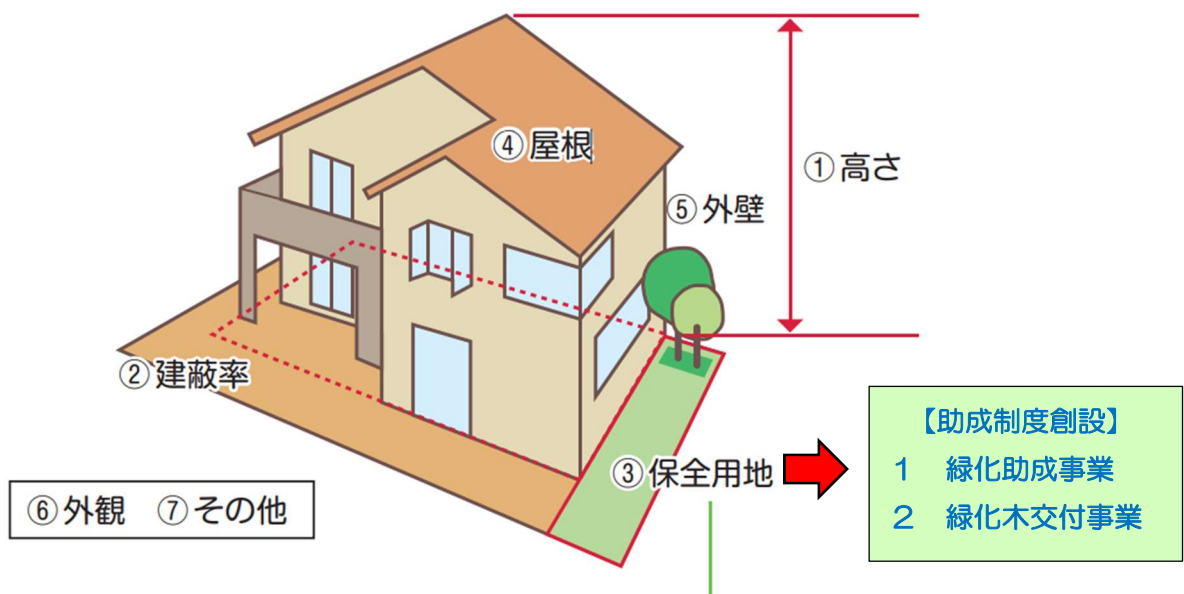


広瀬川の清流・自然環境の保全

広瀬川の清流を守る条例に基づき、広瀬川流域に「環境保全区域」及び「水質保全区域」を指定し、広瀬川河岸の自然環境と水質を保全しております。

「環境保全区域」においては、広瀬川河岸の豊かな自然環境や自然崖と緑が調和する景観を守り、地域の緑化をさらに推進するため、区域内の行為を許可制とし、建築物等の高さ、建ぺい率及び壁等の色彩の制限並びに**保全用地の確保**、宅地の造成、木竹の伐採等の行為を規制しております。

○許可の基準となる項目（建築物の新築の場合）



※敷地内において、広瀬川の自然環境や景観を保全するために確保される緑地などを保全用地といいます。

樹木が植えられている緑地などのほか、植物を植えられる状態の土壌（植栽基盤）も含まれます。

※駐車スペースとして利用することはできません。